

千葉県福祉サービス第三者評価の評価票 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所在地	〒298-0026 千葉県茂原市茂原480
評価実施期間	平成23年9月14日～平成24年 2月16日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	アスク舞浜保育園 アスク マイハマイクエ		
所在地	〒279-0043 千葉県浦安市富士見5-24-5		
交通手段	○舞浜駅北口から徒歩約10分 ○東京ベイシティバス「弁天橋」下車すぐ(舞浜駅、東西線浦安駅発)		
電 話	047-306-2300	F A X	047-353-7677
ホームページ	http://www.nihonhoiku.co.jp/facilities/hoikuen/maihama/		
経営法人	(株)日本保育サービス		
開設年月日	平成23年4月1日		
指定年月日			
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県浦安市								
定員 と 実数	年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	実数は 12月1日現在
	定員	6	10	11	11	11	11	60	
	実数	6	10	10	10	1	1	38	
敷地面積	494㎡			保育面積			268, 26㎡		
保育内容	○0歳児保育		○障害児保育		○延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		○子育て支援		
健康管理	<p>嘱託医による健康診断（6カ月までは月に2回、6カ月以上児は年2回）、嘱託歯科医による歯科検診（年1回）、またぎょう虫検査や検尿（3歳児以上）をそれぞれ年1回行っています。 看護師が毎月身体測定を行い、日々園児の体調を管理しています。</p>								

食事	<p>①豊かな人間性を育もう ②楽しく食べよう ③五感を使って味わおう</p> <p>この3つをコンセプトに、栄養士が栄養バランスを十分に考慮した献立を立て、徹底した衛生管理の下、毎日手作りしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別メニュー 月に一度、行事や季節に合わせた盛り付けなどで、より楽しめるように工夫しています。 ●離乳食の対応 一人ひとりの発達・成長に合わせた離乳食を提供しています。 ●アレルギー食の対応 医師の指示書を基に、代替・除去などの対応をしています。 ●食育への取り組み 園庭の畑を利用しての栽培、収穫、クッキングなどを行い、子どもたちが楽しみながら食に興味を持てるよう、取り組んでいます。 ●安全性 給食食材や栽培活動での摂取物は、放射能物質測定器を導入し、安心して頂けるよう、体制を整えています。
利用時間	平日（月～金）は7：00～19：00（20：00まで延長保育） 土曜日は7：00～16：00（17：00まで延長保育）
休日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
地域との交流	<p>弁天ふれあいの森公園での田植え体験、猫実保育園との年長児交流、舞浜小学校体育館をお借りしての運動会、ハロウィンでの地域まわりなどに取り組んでいます。</p> <p>自治会員として、講演会へ参加するなど、地域の現状把握や情報収集につとめています。</p> <p>また、11月からは、地域支援として、園庭解放・育児相談・保健相談などを主とした「すくすくクラブ」を立ち上げたり、行事の際には参加を呼びかけたりしています。</p> <p>今後は、さらに地域との交流を深めていけるような機会を設けていきたいと思っております。</p>
保護者会活動	現在活動なし

(3) 職員（スタッフ）体制

職員	常勤職員	非常勤、その他	合計	備考
	12	3	15	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	10	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園のお問い合わせは、浦安市保育幼稚園課までお願いします。	
申請窓口開設時間	浦安市役所開所時間に同じ (8時30分～17時 土・日・祝祭日・年末年始を除く)	
申請時注意事項	浦安市保育幼稚園課にお問い合わせ下さい。	
サービス決定までの時間	①4月入所 申込は前年12月から 入所内定は一斉に通知 ②その他月入所 申込は前月10日まで 入所決定は前月20日ごろ	
入所相談	浦安市保育幼稚園課にお問い合わせ下さい。	
利用代金	保育料金は浦安市が定めた額となります。	
食事代金	夕食代のみ別途1食300円となります。	
苦情対応	窓口設置	保育園 受付担当者；主任保育士 解決責任者；保育園長 浦安市保育幼稚園課 (株)日本保育サービス事業本部
	第三者委員の設置	市坪 恵利子

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>①セーフティ（安全）＆セキュリティ（安心）を第一に 当園では、お子様をお預かりするにあたり、室内設備はもちろん、健康管理や衛生管理など、ハード・ソフト両面にわたり、万全の安全対策を講じます。</p> <p>②お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を 保育所は幼稚園などと異なり、お子様が一日の大半を過ごす場所です。お子様が一日中楽しく過ごせるような様々な保育プログラムをご用意し、卒園後も心に残る思い出がたくさん作れるような保育を目指します。</p> <p>③利用者（お子様・保護者ともに）のニーズにあった保育サービスを提供 子育てと仕事との両立を図る保護者のための延長保育や子育て中の保護者をサポートする多様なサービスを提供します。また、地域に開けた保育所を目指し、地域子育て支援や育児相談なども積極的に行います。</p>
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・五感を育てる保育 ・生きる力をはぐくむ保育 ・異年齢児保育 ・主体的に生活する保育 <p>① お子さま一人ひとりの年齢や発達にあわせた保育計画に基づき、きめ細やかな保育を実施いたします。</p> <p>② 異年齢児とのかかわりや地域とのかかわりを持ち、大人や他の子どもたちとの結びつき、かかわり合いの中で、子どもの豊かな可能性を切り拓きます。</p> <p>③ 子どもたちの健康と心地よさを、守りはぐくむ環境づくりをいたします。</p> <p>④ いろいろな行事を経験することにより、自信と満足感を得、さらにクラスのみんなで一つのことを成し遂げる達成感から団結力を高めるといった社会性や人とかかわりを学びます。</p>

<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>平成23年4月1日、JR舞浜駅から徒歩十分の住宅街に開園いたしました。</p> <p>「思いやりのある子」「友達と明るく元気に遊べる子」「自分の思いを素直に表現できる子」を園目標に掲げ保育を行っています。日々変化のある子どもたちの一瞬一瞬を大切に、「明日も行きたい」保育園にしていきたいと思っています。</p> <p>さらに、地域との交流を深め、在宅療育されているお子様とその保護者の方たちに、保育相談などで、保育園が活用されるように努めていきます。</p> <p>また、子どもたちの「生きる力」「伸びる力」を育むことを目的に、それぞれの年齢に合わせた多様な保育プログラムを実施しています。</p> <p>①英語プログラム 外国人スタッフとのふれあいを通して、異文化に興味を持ち、楽しみながら英語に親しみます。</p> <p>②幼児教育プログラム（小学館プロダクション提携） 様々なものに対する興味や好奇心を大切に、無理せず楽しみながら「学力の根」を育てます。</p> <p>③体操プログラム 専門指導員が、幼児期に必要な敏捷性や均衡性を養うための体育遊びを設定しています。</p> <p>④リトミックプログラム 専門指導員が、心と身体の調和、音楽を通してのコミュニケーションを楽しむことなどを養います。</p>
-------------------------	---

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 話し合いが大切にされ、効率かつ迅速に行われ情報の周知と共有化が図られています。
職員会議は月1回、昼礼会議は(10分間)は必要の都度、頻繁に開催され、情報の周知と共有化が図られています。次回の会議に提案する議題が明確にされ、各担当職員が責任を持って処理がされています。クラス内の話し合いは適宜行われ、職員会議、昼礼会議へ反映されています。
2. 資質向上に向けて研修が幅広く行われ、とりわけ園内研修に力が注がれています。
個人年間研修計画を立て、積極的に参加されています。新しい園で、若い職員が多いため、保育の基礎にかかわる研修が行われ、資質の向上が図られています。園長が講師となり、例えば運営理念・方針、感染症対応、SIDS対応等幅広いテーマについて研修がされ、終了後習熟度をはかるテストが行われ成果が高まっています。
3. 保護者と園との多様なコミュニケーションの場が作られ、信頼関係が構築されています。
運営委員会(7回)、懇談会(3回)、個人面談(2回)、親子遠足等数多くのコミュニケーションの場が持たれています。毎月発行されているクラスだよりには、日々の保育、保育目標と振り返り、子どもの様子などを掲載し保護者へきめ細かな情報が提供され信頼関係作りが積極的に行われています。
4. 「健康・人間関係・文化・いのちの育ち・料理」をとらえた食育計画を立て実践がされています。
食育計画は、年間を4期に分けて、期の狙い、子ども、保育士・栄養士、家庭・地域、評価・反省の項目があり年齢別に7つの計画をたて、この内容に沿った実践がされています。園庭の畑で、かぶ、チンゲン菜、イチゴ、ほうれん草などが食農担当者の指導を得て栽培され、子どもたちが水やりをして成長を楽しんでいます。収穫した野菜を使ったクッキング保育が毎月行われています。給食で使用する食材は、運営本部において放射線量測定が自主検査で行われ安全・安心が確認されています。
5. 子どもたちの安全を優先した災害対策の実施と、普段の訓練が行われています。
大地震マニュアルが作られ「災害用伝言ダイヤルまたは緊急時連絡用携帯電話による待機場所の確認」が新設されました。また、子どもたちの引渡し訓練が行われました。災害時の避難場所は2ヶ所(舞浜小学校、東海大学付属高校)指定されていますが、津波発生時は園2階または近隣のマンションへ避難することを浦安市と確認がされています。
6. 地域における子育て支援の実施と地域との交流が行われています。
子育て支援計画が作成され、11月から「すくすくクラブ」として園庭開放、育児相談、保健相談・身体測定が始まりました。地域に溶け込み子育て支援に役立つ取り組みが行われ、情報紙として「すくすくクラブ」が配布されています。 近くの「弁天ふれあいの森公園」の中にある田んぼを借用し、食に関わる体験としてボランティアの指導による稲作が行われました。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 戸外で伸び伸びと体を動かし遊びが出来る、戸外活動計画の作成と実践を期待します。
園庭での遊びや戸外活動が行われていますが、保護者から散歩の回数をもっと増やして欲しいという強い要望が出されています。 発達過程をふまえた実施内容を検討され、計画的に実施されることを期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価を受審して、保護者アンケートを拝見し、行事などのアンケートのフィードバックのやり方を変えたり、散歩の回数などを見直したりすることができました。
また、散歩だけではなく園庭遊びの見直しを図るなど、戸外遊びについて再度職員で遊具を含め、遊びについて考え、次年度に向けての課題を話し合うことができました。
来年度は子育て支援の充実と今年度はご意見箱に1通も入ることがなかったので、意見や要望をもっと言いやすくなるような取り組みをしていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目				
				■実施数	□未実施数			
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3			
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3			
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3			
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4			
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3			
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5			
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3			
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4			
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5			
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5			
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4			
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4			
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4			
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4			
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3			
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4			
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2			
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4			
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3			
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5			
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5			
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4			
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5			
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6			
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3			
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3			
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3		
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
		6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
				33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
		計					129	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本保育サービス(以下運営本部という)保育園業務マニュアル(以下業務マニュアルという)に運営理念、運営方針が明記され、サービス内容、使命、目指す方向が示され、人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。 		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所前に運営理念、運営方針が掲示され、園内研修で運営理念、運営方針について行われ、職員会議 		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園説明会において、資料として「入園のご案内(重要事項説明書)」で運営理念を「入園のしおり」で保育目標が説明されています。 ・ 運営委員会、各クラス懇談会においても、運営理念、運営方針が説明されています。 		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設保育園であり、中期計画は平成23年度、24年度、25年度の3か年が設定され、重要課題を明確にし取り組みが行われています。 		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度の重要課題は職員全員の話し合いで「積極的に研修に参加する、保育に関し職員間での話し合いを多く持つ、子育て支援に取り組む、地域の方に園行事に参加してもらう、近隣の保育園・幼稚園・小学校との交流を図る」の5項目が決められました。 ・ 話し合いの場は、職員会議(月1回)、昼礼会議は必要の都度開催され情報の周知と共有化が迅速に行われています。 		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議、昼礼会議は議題(課題)を明確にし、解決の方針を明示し期限を決めて取り組まれています。 ・ 食育計画作成は栄養士、保健計画作成は看護師、野菜の栽培は食農担当などと専門性が活かされるよう指導されています。 ・ 若い職員が多く、保育力向上のための基礎的な研修が園内で積極的に実施されています。 ・ 人間関係については個別面談を通じ指導助言が行われています。 ・ 評価は考課査定基準により公平に行われています。 		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルに「園児への言葉がけ・対応について」が明記され周知されています。 ・ 法令遵守経営を強力に推進するため社内コンプライアンス委員会が設置され、社内通報についても業務マニュアルに明記されています。 ・ プライバシー保護の考え方は、就業規則の中に「機密保持」として明記され周知されています。 		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成方針は運営本部において作成されています。 ・ 職務分担は業務マニュアルに明記され、補足する内容は園で作成し運用されています。 ・ 評価基準や方法は「昇給・賞与査定」の中に考課査定、査定基準が業務マニュアルに明記され、客観性や透明性が確保されています。 		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇や時間外労働の把握、チェックがされ運営本部へ毎月報告されています。 ・ 勤務体制は休暇の取得希望を20日前に把握しシフト調整が行われています。 ・ 職員の相談事は普段から園長との面談等によって行われています。 ・ 首都圏を中心に独身寮が完備されています。育児休暇制度があり2名の職員が取得する予定です。 ・ 複数の外部施設と契約し利用され、メンタルヘルスチェックも利用できるようになっています。 		

10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期の人材育成計画は運営本部において作成されています。 ・ 個人別研修目標を4月と9月に作成し、階層別研修から選択し積極的に参加されています。研修受講後必ず研修レポートを作成し、園内で報告または回覧がされています。 ・ 新園で、若い職員が多く、園長が講師となり保育に関する基礎的な研修が園内で積極的に行われています。 ・ 研修内容は、例えば運営理念・方針、感染症、SIDS、長時間保育について等が行われ、終了後習熟度を確認するテストを実施し、研修の成果が高められています。 		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針について話し合いが行われ、法に関する内容についても周知されています。 ・ 業務マニュアルに「園児への言葉かけ・対応」があり、人格を否定する言葉、権利を否定する言葉、ジェンダー、注意すべき口調等が明記され、日常の保育に反映されています。 ・ 虐待対応マニュアルがあり、対応指針、諸機関との連携が明記されており、対応する体制が整えられています。 		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報に関する取り扱いについては、入園のご案内に明記されています。個人情報保護方針は業務マニュアルに明記され、利用目的も明示されています。写真掲載等の取り扱いについては保護者の承認がとられています。 ・ サービス提供の開示については浦安市と連携し対応することが確認されています。 ・ 個人情報保護方針の研修は、入社時行われ周知がされています。 		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会(保護者の意見を聴取しサービスの向上を図る場、7回開催)、クラス懇談会(3回開催)、各種行事、終了後アンケートの実施等あらゆる機会に出された意見・要望・相談事項を把握し改善へ反映されています。 ・ 運営委員会の欠席者に議事録が配布され情報の共有化がはかられています。 ・ 保護者との相談は普段から行われ面談室が備えられています。 		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園のご案内に「保育内容に関する相談・苦情など」が明記され説明されています。また、運営委員会においても説明がされています。 ・ 園のお知らせコーナーに苦情解決体制として、責任者は園長、受け付けは主任保育士の氏名が掲示され、第三者委員の氏名も掲示されています。 ・ 相談、苦情等はマニュアルにそって組織的に対応され、内容は、クレーム受理表へ記録されています。 ・ 苦情解決内容は保護者へ説明され納得が得られています。 		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は個別年間目標を作成し評価・反省が行われ、園長、主任保育士連携のもと、課題改善につながるようアドバイスが行なわれています。 ・ 指導計画は毎月、中長期計画は半年に1回、保育課程を年度末に見直しを行い、保育園自己評価を実施し、結果を運営委員会を通じ保護者へ報告する取り組みが行なわれています。 ・ 今年度、第三者評価を受審し、結果の公表が行なわれる予定です。 		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルが作成されており、それにそって実践されています。 ・ マニュアルの見直しは各職員が意見を出し、昼礼や職員会議で話し合い随時見直がされています。また、全体のマニュアルの見直しは、各保育園からアンケートを提出し検討がされ見直しが行われています。 		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営本部のホームページに掲載されています。 ・ 園独自のパンフレットが作成され問い合わせに対応されています。 ・ 業務マニュアルに「内覧の対応」として内覧の受付、手順が明記され、内容に沿って説明がされています。 		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園の際、入園のご案内(重要事項説明書)、入園のしおりを配布し運営理念、保育目標、重要事項等について説明されています。また、入園前面接シートにより子どもの状況等を把握し記録されています。 ・ 4月のクラス懇談会で、保育方針・内容等について説明がされています。 		

19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育過程の立案にあたって予め全職員が保育所保育指針の内容の再確認を行ない、それをもとに職員会議で保育理念・方針・目標等を話し合い、園長の責任のもと作成されています。 ・ 地域の実態については浦安市の情勢、家庭の背景は入園前面接シートなどで把握されています。 		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育過程に基づき、年間・月・週の指導計画が作成されています。また、3歳未満児・特別配慮が必要な子どもに対しては、個別指導計画が作成されています。 ・ 発達過程を踏まえ、子どもの実態に即した内容・季節の変化への配慮などがされています。 ・ 指導計画の立案・振り返りは各クラスから提出されたものを主任保育士が整合性・課題などを確認し、園長に報告され各クラスの指導・助言が行われ、見直しがされています。 		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが自分で好きな遊びができるように遊びの空間、連続性を考慮したコーナー遊びのスペースが設けられています。 ・ ままごと・ブロック・絵本・製作などのコーナーがあり好きなおもちゃで自由に遊べる時間と場所が設けられています。 ・ 午後の保育の中で2歳児クラスは、3歳以上児とのコーナー遊びや指導計画の小さな子をお世話するねらいのもと1歳児と一緒におやつを食べたり、新聞紙のビリビリやぶきなど異年齢での遊びを楽しむ姿が見られます。 		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然が感じられる近隣の公園などを散歩コースに取り入れたマップを作り活用されています。 ・ 木々や広々とした自然に恵まれた公園があり、一角にある田んぼを借り、田植えや稲刈り等の体験がされています。一連の遊びの中で泥んこ遊びやザリガニを捕り飼育されています。 ・ 園庭の畑ではじゃが芋・ゴーヤ・イチゴなど季節ごとの多品種の野菜を栽培し、子どもたちは日々の保育の中で成長に興味を持ち、大きくなるのを楽しみにしている姿が見られます。 ・ 園庭や散歩など戸外活動が行われていますが、保護者から散歩の回数をもっと増やして欲しいという強い要望が出されており、発達過程をふまえた実施内容を検討され、計画的に実施されることを期待します。 		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳以上児は異年齢のクラス編成で生活や遊びの中で自然に関わりが生まれ、年上の子は年下の子の面倒を見るなど思いやりのある関係性が育まれています。 ・ 保育の場面での発達過程に沿った安全保育、例えば、散歩の時、小さい子と手をつなぎ大きい子は道路側を歩くなどや公園など公共の場での社会的ルールが身につくように配慮されています。 		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子どもについては、運営本部からの臨床心理アドバイザーによる巡回観察を実施し援助の仕方について助言を受け、記録し保育へ反映されています。保護者への情報が適切に伝えられています。 ・ 特別な配慮が必要な子どもについては浦安市と相談・連携のもと、個別の指導計画を作成し、日々の保育が記録されています。 		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間の引き継ぎは延長保育日誌で行ない、必要に応じ保護者に気づきや連絡事項が伝えられています。 ・ 夕方6時以降は補食、7時以降は夕食が提供されており、長時間にわたる保育による子どもの健康への配慮がされています。 ・ 子どもの人数により部屋の利用の工夫や異年齢での遊びでゆったり過ごせるように環境づくりがされています。 ・ 園内研修のテーマに延長保育の玩具を取り上げ、例えば、日中活動と同じ玩具でよいのかなど話し合い、見直しが行なわれています。 		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との情報交換は送迎時や3歳未満児の連絡帳、3歳以上児の当日の保育内容をスケッチブック帳に記入し伝えられています。 ・ 園だより、給食・献立・保健・食農・保育プログラム(体育・リトミック・英語)だよりが発行されています。また、クラスだよりは毎月発行され、月の目標・先月の保育の振り返り・子どもの様子などを知らせ多面的に情報が提供されています。 ・ 保育参観(年2回)、クラス懇談会(年3回)、運営委員会(年7回)、親子遠足(年1回)などの保護者参加の機会があり、保育の共有化に努められています。 ・ 面談室があり、保護者とクラス担任との個人面談(年2回)が行なわれ記録し、園長に報告されています。 ・ 就学にむけて情報の共有、連携の保育所児童保育要録が、年度末に小学校へ送付される予定です。 		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間保健計画は看護師が作成し、年間目標は「園児が安心・安全に過ごせる心身ともに健康で成長」を掲げ、年間を3ヶ月ごとに分けて取り組まれています。 ・ 健康診断は、6ヶ月未満児が2ヶ月ごと、1歳児以上は年2回、歯科検診は年1回実施し結果を保護者へ文書で報告されています。看護師による子どもの健康状態の観察等の巡回が行われています。 ・ 虐待マニュアルが職員へ周知され、園長への報告、児童相談所等専門機関との連携についても体制が整えられています。 		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時(ケガ・病気・事故)の対応が業務マニュアルに明記され緊急連絡フローにより対処されています。保護者への連絡、嘱託医への連絡、相談等が記載されています。 ・ 感染症の発生予防には日常から努められ、発生時又は疑いのある場合は、感染症マニュアルに沿って保護者への連絡、関係機関との連携が図られています。 ・ 嘔吐等とっさに処理をするための必要用品が各クラスに備えられ、救急薬品も事務所に常備されています。 		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の計画との一貫性のある食育計画が作成され、家庭での子どもの食事の状況を把握する食育アンケートが実施されています。 ・ クッキング保育が3歳以上児で毎月実施され、そら豆ポタージュ、スイートポテトなどの季節感のあるメニューや栽培した食材を利用しゴーヤカレー、おにぎりのメニューなど、栄養士が専門性を生かした体験保育が行われています。 ・ 運営本部食農指導員の巡回指導による野菜の栽培が子どもたちと一緒に、季節ごと種から蒔き水やりや収穫など年齢に応じ関わり栽培されています。 ・ 収穫した食材や給食に使用される食材は一括購入制を生かし、放射線量測定が自主検査によって行われ、安全・安心な給食が提供されています。 ・ 給食は完全給食でおやつも含めて手作りされ、月1回お楽しみ献立、行事献立が行なわれています。 ・ 食物アレルギーについては、入園前面接シートで確認され保護者との面談を行い、医師の指示書のもと、代替食を用意し、クラス全児がトレーを使用し、当該児は色違いのトレーを使用したり机などの座る位置を配慮するなど誤食防止の対策が取られています。 		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温度、湿度、換気等施設管理が行われ、床はクッション材質、壁は有害物質をとる材質が使用されるなど快適な環境が保持されています。0歳児室は床暖房がされています。 ・ 衛生管理は、砂場、玩具、トイレ等チェック表により管理がされています。 ・ 保健計画に沿った手洗い指導が行われ、シャボネットを使用した手洗いや2歳児以下は手拭ペーパーを3歳児以上はタオルを毎日持参し使用しています。 ・ 家庭における手洗いの励行について呼びかけがされています。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応マニュアルが業務マニュアルに明記され周知されています。 ・ 他園で発生したアクシデントについては運営本部で開催される園長会議に報告され、職員会議で周知され情報の共有化が図られています。 ・ 設備・室内遊び・戸外遊び・食事・長時間保育等に区分され、156項目のチェックを行う、安全チェック記録表が作成され、毎月クラスごとにチェックが実施されています。 また、他園の安全委員によるチェックが同じ記録表により、2ヶ月に1回実施されています。 ・ 不審者対応は、園独自の防犯マニュアルがあり「不審者への対応」が明記され、子どもの安全確保を第一に、緊急通報システム(ココセコム)の対策が確立されています。不審者侵入の対応訓練、合言葉の確認等が行われています。 		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園独自の防災マニュアルがあり「火災・地震」発生に備えて役割分担、対応が明記され、職員へ周知されています。 ・ 消防訓練は毎月実施され、避難訓練も合わせて行われています。 ・ 大地震マニュアルが作られ、保護者と園との連絡方法として「災害用伝言ダイヤルまたは緊急時連絡用携帯電話による待機場所の確認」が新設されました。津波に対する避難場所は、園の2階又は近隣のマンションにすることを浦安市と確認がされています。 		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援計画を作成し、地域への子育て支援を11月から始め、情報紙としてすくすくクラブだよりが発行されています。園庭開放、育児相談や看護師による健康相談・身体測定などが行われ、保育園のクリスマス会に引き在園児との交流が図られています。 ・ 子どもと地域との交流は、公園での米作りを通しての地域ボランティア、年長児の近隣保育園との交流が行われています。 ・ 4-5歳児の市民プールの利用、浦安市の図書館から100冊の絵本の貸し出しと読み聞かせ、消防訓練での煙体験、小学校体育館の借用など地域資源の活用がされています。 		